

毛呂山町地域包括支援センターの職員及び運営に 関する基準を定める条例の一部改正について

- ①「介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令」の公布について（通知）」
- ②地域包括支援センターにおける柔軟な職員配置について（案）
※第100回社会保障審議会介護保険部会資料（抜粋）
- ③毛呂山町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例（現行）
- ④毛呂山町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例（改正案・新旧対照表）

各 都道府県知事 殿
市町村長

厚生労働省老健局長
(公印省略)

「介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令」の公布について（通知）

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第61号。以下「改正省令」という。）については、本日、別添のとおり公布され、令和6年4月1日より施行されることとなりました。

改正省令の趣旨及び内容は下記のとおりですので、十分御了知のうえ、管内の関係機関、関係団体等に対し、周知をお願いいたします。

記

第1 改正省令の趣旨

(1) 地域包括支援センターにおける職員配置の柔軟化

- 「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会）において、「センターの職員配置については、人材確保が困難となっている現状を踏まえ、3職種（保健師その他これに準ずる者、社会福祉士その他これに準ずる者及び主任介護支援専門員その他これに準ずる者）の配置は原則としつつ、センターによる支援の質が担保されるよう留意した上で、複数拠点で合算して3職種を配置すること・・・など、柔軟な職員配置を進めることが適当である。」とされたことや、令和5年地方分権改革提案において、地域包括支援センター（以下「センター」という。）の職員確保が困難なため配置要件の見直しの提案がなされたこと等を踏まえ、センターの職員配置について、柔軟な職員配置を可能とするための所要の改正を行う。

(2) 総合事業の継続利用要介護者の利用可能サービスの弾力化

- 「介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会における議論の中間整理」（令和5年12月7日）において、「高齢者の日常生活と関わる地域の多様な主体の参画が進めば、高齢者自身に支援が必要となっても、さらには要介護状態や認知症となっても、地域でのこれまでの日常生活を自身の能力と選択に応じて継続できることにつながる。このような視点に立てば、継続利用要介護者の利用対象サービスを、住民主体サービスから広げていくことについて検討することが必要である」とされたこと等を踏まえ、総合事業における多様な主体の参入の促進を図りながら、地域のつながりの中で高齢者自身が適切に活動を選択できるよう、所要の改正を行う。

(3) 介護保険負担限度額認定証の様式の改正

- 介護療養型医療施設に関する経過措置の期限の到来に伴い、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「則」という。）様式第一号の二の二について、所要の改正を行う。

第2 改正省令の内容

(1) センターにおける職員配置の柔軟化

- 則第140条の66第1号に規定する、市町村が条例を定めるに当たって従うべきセンターの職員に係る基準及び当該職員の員数に関する基準について、以下の見直しを行う。
 - ・ 現行の当該職員の員数について、第一号被保険者の数に応じて、又はセンターの運営の状況を勘案して地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合は、常勤換算方法によることを可能とする。
 - ・ 上記にかかわらず、センターにおける効果的な運営に資すると地域包括支援センター運営協議会が認める場合には、複数のセンターが担当する区域ごとの第一号被保険者の数を合算した数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとにセンターに配置すべき3職種の常勤の職員の員数を当該複数のセンターに配置することにより、当該一のセンターがそれぞれ3職種の配置基準を満たすものとする。この場合において、質の担保の観点から、当該一のセンターは、3職種のうちいずれか2以上の常勤の職員を配置しなければならないこととする。
 - ・ その際、この省令の施行の日から起算して1年を超えない期間において、介護保険法（平成9年法律第123号）115条の46第5項に規定する市町村の条例が制定施行されるまでの間における当該市町村に係る改正後のセンターの職員の配置基準については、なお従前の例による。
 - ・ その他所要の改正を行う。

(2) 総合事業の継続利用要介護者の利用可能サービスの弾力化

- 則第140条の62の4第3号に規定する、継続利用要介護者が利用できるサービスについて、継続利用要介護者が地域とのつながりのもとで日常生活を継続するための選択肢の拡大を図る観点から、総合事業の訪問型サービス・通所型サービスのうち、従前の予防給付に相当するサービス（※）と保健・医療の専門職により短期間で提供されるサービスを除いたサービスへと対象範囲を拡大する。
 - ※ 平成26年の介護保険法改正による総合事業移行前の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護に相当するサービス

- 則第140条の62の3第2項に規定する、総合事業を提供する際の基準について、継続利用要介護者の選択のもと、心身の状況等を踏まえたサービスが適切に提供されるよう、居宅介護支援事業者、センター、地域ケア会議等との密接な連携と緊急時の対応に関する規定を新たに設ける。

(3) 介護保険負担限度額認定証の様式の改正

- 介護療養型医療施設に関する経過措置の期限の到来に伴い、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「則」という。）様式第一号の二の二について、「老健・療養等」を「老健・医療院等」に改正する。
- なお、改正前の則様式第一号の二の二による介護保険負担限度額認定証は、当分の間、改正後の様式第一号の二の二による介護保険負担限度額認定証に代えて使用することができる。

(3) その他

- その他所要の改正を行う。

第3 施行期日

令和6年4月1日

地域包括支援センターにおける柔軟な職員配置について（案）

「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会）

- センターの職員配置については、人材確保が困難となっている現状を踏まえ、3職種（保健師その他これに準ずる者、社会福祉士その他これに準ずる者及び主任介護支援専門員その他これに準ずる者）の配置は原則としつつ、センターによる支援の質が担保されるよう留意した上で、**複数拠点で合算して3職種を配置**することや、**「主任介護支援専門員その他これに準ずる者」の「準ずる者」の範囲の適切な設定**など、柔軟な職員配置を進めることが適当である。

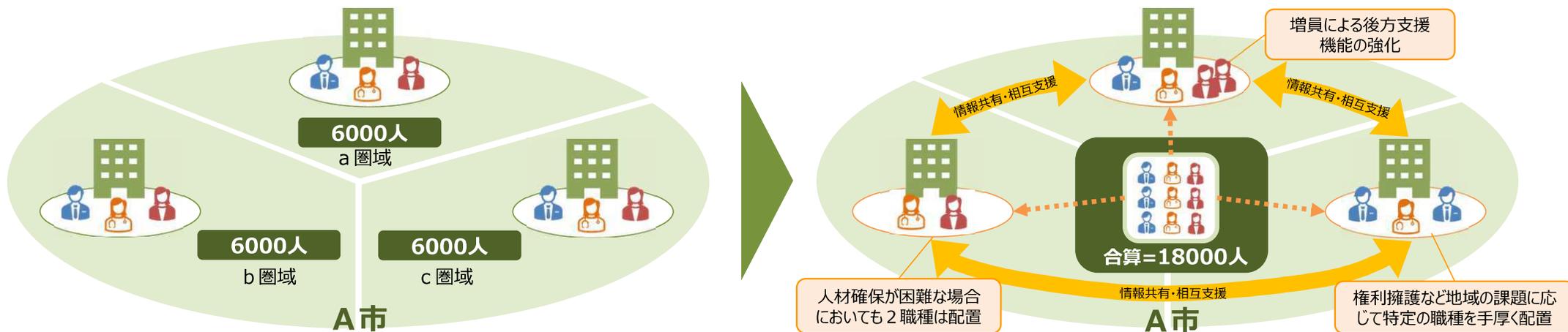
（参考）「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和5年12月閣議決定）

地域包括支援センター（115条の46第1項）における保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員の配置について、地域の実情に応じ、一定の条件を満たす場合には、柔軟な職員配置を可能とすることについて検討し、令和6年度までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

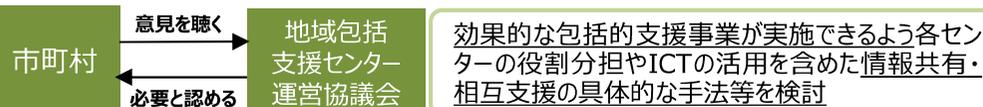
介護保険法施行規則の改正(案)

現行の配置基準は存置しつつ、**市町村の判断により、複数圏域の高齢者数を合算し、3職種を地域の実情に応じて配置**することを可能とする

注）市町村の事務負担に配慮し、本改正に伴う条例改正について1年の猶予期間を設ける。



〔 圏域ごとの高齢者数に応じて3職種を均等に配置しており、人材確保が困難な状況が継続する場合等、センターの効果的な運営に支障を来す 〕



- このほか、人材確保が困難となっている現状等を踏まえ、センターの職員配置について以下の対応を実施

- ・ センターに置くべき常勤の職員について、運営協議会で必要と認める場合は、常勤換算方法によることができることとする（介護保険法施行規則の改正(案)）
- ・ 主任介護支援専門員に準ずる者として、「地域包括支援センターが育成計画を策定しており、センターに現に従事する主任介護支援専門員の助言のもと、将来的な主任介護支援専門員研修の受講を目指す介護支援専門員であって、介護支援専門員として従事（専任か否かは問わない。）した期間が通算5年以上である者」を追加（通知改正(案)）

○毛呂山町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例

平成27年3月10日

条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）

第115条の46第5項の規定に基づき、地域包括支援センターの設置者が包括的支援事業を適切かつ円滑に実施するために必要な基準を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 地域包括支援センターは、次条に掲げる職員が協働して包括的支援事業

（法第115条の46第1項に規定する包括的支援事業をいう。）を実施することにより、各被保険者（法第9条に規定する被保険者をいう。以下この条において同じ。）の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、介護給付等対象サービス（法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスをいう。）その他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。

(職員の員数)

第3条 地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。

- (1) 保健師その他これに準ずる者 1人
- (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人
- (3) 主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員をいう。）その他これに準ずる者 1人

(職員の員数の例外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、地域包括支援センターに置くべき職員の員数は、次の表の左欄に掲げる担当する

区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところ
によることができる。

(1) 第1号被保険者の数がおおむね3,000人未満の場合

(2) 地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援セ
ンターを設置することが必要であると毛呂山町介護保険運営審議会（毛呂山
町介護保険条例（平成12年毛呂山町条例第13号）第11条第1項に規定
する毛呂山町介護保険運営審議会をいう。以下「審議会」という。）におい
て認められた場合

担当する区域における第1号 被保険者の数	職員の員数
おおむね1,000人未満	前条各号に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2, 000人未満	前条各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は、 専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2,000人以上3, 000人未満	専らその職務に従事する常勤の職員で前条第1号 に掲げるものを1人及び専らその職務に従事する 常勤の職員で同条第2号又は第3号に掲げるもの のいずれか1人

（運営）

第5条 地域包括支援センターは、審議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中
立な運営を確保しなければならない。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

て、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

(職員の員数の例外)

第4条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、地域包括支援センターに置くべき職員の員数は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

(1) 略

(2) 地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると審議会

_____において認められた場合

担当する区域における第1号被保険者の数	職員の員数
おおむね1,000人未満	前条第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	前条第1項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は、専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の職員で前条第1項第1号に掲げるものを1人及び専らその職務に従事する常勤の職員で同項第2号又は第3号に掲げるもののいずれか1人

(職員の員数の例外)

第4条 前条_____の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、地域包括支援センターに置くべき職員の員数は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

(1) 略

(2) 地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると毛呂山町介護保険運営審議会（毛呂山町介護保険条例（平成12年毛呂山町条例第13号）第11条第1項に規定する毛呂山町介護保険運営審議会をいう。以下「審議会」という。）において認められた場合

担当する区域における第1号被保険者の数	職員の員数
おおむね1,000人未満	前条各号_____に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	前条各号_____に掲げる者のうちから2人（うち1人は、専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の職員で前条第1号_____に掲げるものを1人及び専らその職務に従事する常勤の職員で同条第2号又は第3号に掲げるもののいずれか1人